

裁判例を事例単位で分析した資料の作成方法

1 本資料作成の目的

裁判例について、事例単位の全体的な文脈の中で、昭和 60 年報告で示す労働者性の判断要素がどのように参考とされていて、どの要素が重視されているか分析を行う。

労働者性の判断枠組や、判断要素の重み付けに関連する部分の分析を行うとともに、これまでの研究会で特に意見のあった以下については、どのように考慮・評価されているか分析を行う。

- ・昭和 60 年報告における「通常注文者が行う程度の指示」「業務の性質」を考慮・評価している部分
 - ※昭和 60 年報告においては上記に関して明示されていない要素（例：「代替性の有無」「事業者性の有無」）に関する事実についても取り上げている
- ・「組織への組み入れ」「組織への組み込み」等の記載または使用者の具体的な指揮命令になじまない業務についての一般的な指揮監督に関する事実について言及がなされている部分
 - ※昭和 60 年報告においては、業務の性質上「使用者」の具体的な指揮命令になじまない業務について、「使用者」の一般的な指揮監督を受けているか、それらの者が当該事業の遂行上不可欠なものとして事業組織に組み入れられている点をもって判断する裁判例があり、参考にすべきであろう、とされている。
- ・報酬が一方的に決定されている事実を考慮・評価している部分

2 裁判例の抽出方法

第 3 回研究会資料 2－2 掲載の 50 の裁判例から、以下の基準により裁判例を抽出した。

- ① 最高裁判例
- ② 最高裁判例以外で、上記の目的と整合的である裁判例

3 具体的な抽出条件と抽出した裁判例

第 3 回研究会資料 2－2 掲載の 50 の裁判例のうち、労基法上の労働者性を判断した最高裁判例は以下の 3 件であり、いずれも抽出した。

- ・裁判例番号 47 横浜南労基署長（旭紙業）事件（最判平 8.11.28、東京高判平 6.11.24、横浜地判平 5.6.17）
- ・裁判例番号 43 関西医科大学研修医（未払賃金）事件（最判平 17.6.3、大阪高判平 14.5.9、大阪地判平 13.8.29）
- ・裁判例番号 40 藤沢労基署長（大工負傷）事件（最判平 19.6.28、東京高判平 17.1.25、横浜地判平 16.3.31）

最高裁判例以外の裁判例については、昭和 60 年報告の各要素を幅広く考慮・評価している裁判例のうち、上記 1 の目的に基づく検討に資する裁判例を抽出した。

以上の条件のもと、以下の裁判例を抽出した。

- ・裁判例番号 44 新宿労基署長（映画撮影技師）事件（東京高判平 14. 7. 11、東京地判平 13. 1. 25 ）
- ・裁判例番号 42 アサヒ急配（運送委託契約解除）事件（大阪地判平 18. 10. 12）
- ・裁判例番号 41 新国立劇場運営財団事件（東京高判平 19. 5. 16、東京地判平 18. 3. 30）
- ・裁判例番号 30 株式会社 MID 事件（大阪地判平 25. 10. 25）
- ・裁判例番号 29 ソクハイ（契約更新拒絶）事件／東京高判平 26. 5. 21、東京地判平 25. 9. 26 ）
- ・裁判例番号 10 NOVA 事件（名古屋高判令 2. 10. 23、名古屋地判令元. 9. 24）
- ・裁判例番号 2 国立大学法人東京芸術大学事件（東京地判令 4. 3. 28）

4 本資料作成の方法

抽出した裁判例について、判断枠組みに関する部分、要素の重みづけに関連する部分及び上記 1 の各項目に関連する部分にマーキングをしたものが資料 2－3、マーキング箇所を抜粋したものが資料 2－4 である。

なお、資料 2－3 及び資料 2－4 においては、以下のとおり分類し、色分けした。

- ・①判断枠組みに関する部分、要素の重みづけに関する部分⇒青色
- ・②「通常注文者が行う程度の指示」「業務の性質」等に関する部分⇒黄色
- ・③「組織への組み入れ」「組織への組み込み」等の記載またはこれらの記載と類似すると考えられる事実に関して言及がなされている部分、報酬の一方的決定に関する部分⇒緑色